

平成30年度第1回大規模小売店舗立地審議会議事録

日 時：平成30年4月25日（水）10時～10時40分

場 所：徳島県庁10階 中会議室

議 題：大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議

「(仮称)ドラッグストアモリ小松島江田店」

出席委員：木戸口委員、奥嶋委員、大森委員、近藤委員、佐々木委員

県出席者：(事務局) 商工労働観光部 企業支援課

(大規模小売店舗立地連絡会員) 関係各課

傍聴者：なし

■議題

「(仮称)ドラッグストアモリ小松島江田店」新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委 員：騒音対策について、騒音レベルが夜間の最大値において環境基準値を超えている部分があるため、荷さばき車両を入庫させる場合に距離の離れた出入口側を使用するなど工夫すべきである。

委 員：交通需要の予測について、店舗に隣接する新道から県道120号に接続する交差点において、交差点全体の需要は、渋滞が発生する予測値になってはいないが、店舗から交差点へ流入する方向で平日の交通需要量が0.9を超えており、渋滞が発生する可能性が非常に高い。そのため、渋滞が頻繁に発生する場合には、一定の間、店舗敷地内に滞留させる、あるいは店舗出入口から国道55号方面に誘導するなど、渋滞を助長しないよう配慮が必要である。

委 員：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

委 員：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、

①騒音レベルが夜間の最大値において環境基準値を超えている部分があるため、荷さばき車両を入庫させる場合に距離の離れた出入口側を使用するなどにより、騒音低減に配慮すること。

②店舗に隣接する道路から、県道120号に接続する交差点について、渋滞が発生する可能性があり、必要に応じて店舗敷地内で滞留させる、店舗出入口から国道55号方面へ誘導するなどにより、渋滞を助長することがないように配慮すること。の2点を留意事項として付すことにします。

→意見なしで終了